

令和元年6月

各位

学校法人盛岡大学
理事長 山添 勝寛

学校法人盛岡大学における敷地内全面禁煙実施について

平素は本法人の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年7月25日に健康増進法の一部を改正する法律が公布され、望まない受動喫煙の防止を図るため、令和元年7月1日より学校等の施設における喫煙が全面的に禁止されることになりました。

ついては、今回の改正法の趣旨を踏まえ、本法人においても下記のとおり敷地内全面禁煙を実施することとしますので、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 開始日

令和元年7月1日

2. 対象者等

対象者は、学生、教職員及び学外者で本学の敷地に立ち入る方全員となります。

なお、加熱式たばこ、電子たばこ等も全面禁煙の対象です。また、敷地内に駐車中の車内での喫煙や、敷地外であっても敷地周辺住民への迷惑となる場所での喫煙も禁止いたします。

3. 指定喫煙所の廃止

指定喫煙所は、令和元年6月28日に廃止します。

4. お問い合わせ先

学校法人盛岡大学 法人本部企画部人事課

TEL 019-688-5604

以上

「健康増進法の一部を改正する法律」(平成30年法律第78号)の改正趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めること。

引用：「健康増進法の一部を改正する法律」の公布について(通知)

(健発0725第1号 平成30年7月25日)